

2019年 10月29日

千葉県知事 森田 健作 様

社会保障推進千葉県協議会
会長 鈴木 徳男

千葉市中央区長洲 1-10-8
自治体福祉センター 3階
TEL 043-225-6790

「2019年台風15号・19号」「21号の影響による大雨」災害に対する 復旧・復興に向けた要請書

台風15号・19号の記録的暴風と豪雨、さらにこの度の21号の影響による大雨と相次ぐ災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るためにご尽力されていることに心から敬意を表します。

現在、国、県、市町村挙げて県民の生活を守るとともに一日も早い復旧・復興に向け、連日奮闘されていることと思います。

しかし、被災状況は、停電の解消に2週間以上も要し、断水に加え、住宅の破損、農業・漁業、観光業など被害が多岐にわたり深刻なものがあります。引き続き、国、県、自治体挙げて復旧・復興の取り組みを強めることが求められます。

つきましては、一刻も早い復旧と復興にむけて以下のとおり要請します。国への要求を強めるとともに、県としてできることの実施について、あらためて懇談の場を持っていただけますようお願いいたします。

記

災害復旧・復興を強力に推進するため、以下の事項について、国の関係機関に要望を強めていただくとともに、県としてもできることを率先して実施してください。

1. 復旧・復興を国の責任で強力に進めることを要請してください

- (1) 台風15号及び19号、21号の影響による大雨による被災について、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用、さらに、激甚災害、特定非常災害の指定を行い、復旧と復興に万全を期して下さい。
- (2) 道路、電気、水道、通信などのライフライン復旧について、国の強力な支援で推進してください。
- (3) 災害ゴミの処分について、迅速に行えるよう、ゴミの種別を問わずに受入れを行い、処分費用は国の負担とするなど、万全な対応を行なってください。

2. 罹災証明書の発行について

- (1) 罹災証明書の受付・発行事務、現地調査を迅速に進めるため、全国からの行政支援を含めて体制の強化を図ってください。また、高齢世帯の利便性を考慮し支所等での受付も行なってください。

- (2) 住家の被害認定調査について、被害実態に即した弾力的な対応を行ない、外見上「一部壊」でも雨漏り等で被害が大きい場合は「半壊」「全壊」等に扱えるようにしてください。
- (3) 住民から判定内容に不服がある場合、または、調査後に強風や雨により被害が拡大した場合など、速やかに再調査・再認定をできるようにしてください。

3. 住宅被害の復旧、居住の確保について

- (1) ブルーシートを一旦張った場合でも、その後の強風等で再度張り直しが必要となるなど対策が求められています。ボランティアや業者に依存している状況ですが、緊急な対応として、高所作業のできる建設業者等の有償ボランティアを国の費用で派遣してください。
- (2) 被災者住宅再建支援金制度を抜本的に改善してください。
 - ① 最高額を500万円に引き上げてください。
 - ② 「一部損壊」を防災・安全交付金として支援の対象とされていますが、実際に雨漏りがひどい場合や、住めない状況であれば「全壊や半壊」と扱うなど、損壊の実態に沿って判定を行なうよう基準の弾力的運用や基準の改善を行ってください。
 - ③ 「一部壊」の支援金の上限額を50万円とし、補助率を「半壊」なみに引き上げるなど、抜本的な改善を行ない、また、国の公費負担も引き上げてください。また、「特例」による助成でなく、被災者生活再建支援金、応急修理（災害救助法）などの適用とし、国の制度を拡充してください。
- (3) 高齢、独居など特別支援が必要な世帯に、現在の居住地域に暮らし続けられるよう、住宅の復旧、県営住宅の設置、民間住宅の借上げなどの特別対策と支援を行なってください。

4. 医療、介護、子育て、障害等の課題に対する支援について

- (1) 総合的な相談窓口を身近な自治体に設置し、容易に相談できる体制を作ってください。
- (2) すべての被災者の医療保険料(税)及び医療費一部負担金・入院時食費一部負担金を減額・免除してください。
- (3) すべての被災者および被災事業者の県・市町村民税・保険料を減額・免除してください。
- (4) すべての被災者の介護保険料、利用料、施設における居住費・食費負担及び障害福祉サービスの利用料負担を減額・免除してください。

なお、上記の(2)から(4)について、被災者の安定した生活の確保が可能となる時期まで継続してください。

- (5) 被災した医療機関、介護保険・障害福祉サービス事業者、保育所、福祉施設等の被害状況を早急に明らかにし、復旧・再建に向けた緊急支援（物的、人的支援）を行ってください。災害発生直後の費用のみを対象とする「災害救助法」の適用基準の緩和を講じ、これらの措置について、国と県の負担で行ってください。

5. 中小企業、農林漁業、観光など、生業の再建と就労支援について

農業・漁業、中小企業等の再建、就労支援のため、各種支援措置における助成基準の弾力化、上限額や対象範囲の拡大など、以下の通り拡充してください。

- (1) 県が「被災した中小企業に対して、事業活動の再開に必要な費用についての補助金支援を行う」（施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費等）としていますが、内容、手続きの周知を徹底して下さい。また国に対しては「補助金支援策」への財政支援を求めてください。
- (2) これまでにない長期間の停電による「営業の損失」に対して、国と東京電力での営業補償や電気料金の軽減を行うよう、国に要請してください。
- (3) 被災した中小業者及び、被災業者と取引のある中小業者に対して、県・自治体の制度融資を改善し、「返済猶予、債務免除」、「無利子、長期、5年据え置き」の融資制度の創設など行ってください。
- (4) 県・市町村民税・地方税や国保料（税）において、減免や徴収猶予などの納税緩和措置を、被災者や営業困難にある納税者、被保険者に周知徹底し、積極的に活用して下さい。滞納については、生存的財産の差押えや換価を行わないでください。
- (5) 被災者の生活と生業の再建のために、消費税率を5%に戻し、複数税率・インボイス制度の即時廃止、負担の軽減で、景気回復と地域経済の立て直しをすることを国に要請してください。
- (6) 国と県の責任で、台風被害により、休業せざるを得ない労働者の賃金補償をするとともに、勤務先が廃業した労働者に対する就労支援を拡充してください。
- (7) 停電等を含めた農業関係に関わる被害の全貌を把握し、復旧・復興への支援策を講じてください。
- (8) 土地改良区内の農道、水路への倒木の撤去作業にかかわる費用を支援してください。
- (9) 野菜や家畜被害への支援を行ってください。
 - ① 収入保険未加入者も含めた作物被害による減収への支援策を行うこと。
 - ② 生乳の破棄による損失補填を実施すること。
 - ③ 豚コレラ対策として、被災豚舎の修繕と衛生管理への支援策を強めること。

6. 親身で持続的な相談・支援の体制を

- (1) 県に復興支援の所管局を設置し、自治体等に対し総合的、継続した支援を行なってください。
- (2) 被害の大きい市町村には、県の応援体制で各自治体に総合相談窓口を設置してください

7. 特に災害の大きい地域の復興の強化について

- (1) 被災地の状況を今後も継続的に把握し、必要な支援・対策を継続してください。

- (2) 住民からのボランティアのニーズが高まっています。ボランティア受け入れの体制を確保するため、支援要請など必要な対策を講じてください。また、被災地復興支援ボランティア車両の高速道路料金免除の期間を延長してください。
- (3) 災害による廃業、失業などで過疎化等が進み、地域の存続が危ぶまれる事態が危惧されます。農林水産業、観光事業など、地域の特性を生かした住民本位の「地域再生・活性化」を進める特別事業を県として関係市町村とも連携し行い、復興を支援してください。
- (4) 学校、保育、医療、介護、障害などの施設の拡充が地域の活性化の上で重要であり、その確保のための特別な支援を行ってください。

8. 今回の災害対応の教訓を生かし、県、市町村等の取り組みに活かしてください。

- (1) 避難所の在り方について改善を進めてください。
 - ① 避難所において、避難住民の居住環境、衛生環境、食糧や衣類などの生活物資の供給、プライバシーの確保のため改善を図ってください。また、「簡易テント」などを標準装備するなどマニュアルや基準を見直し、必要な財政支援を行ってください。
 - ② 乳幼児を対象とした避難所・避難スペースを早期に設置してください。
 - ③ 福祉避難所の運用について、ガイドラインに沿って準備、初動、応急、復旧など、実行できるよう、日頃からの顔の見える関係づくりと、訓練を実施してください。
- (2) 15号・19号対応について、検証する第三者機関などを設置し、各自治体や関係団体、県民の意見を反映して、今後の対策をまとめてください。
- (3) 災害対応において、情報の集約と共有化が極めて重要であり、県と市町村、関係機関との通信確保、被災状況の把握の在り方、住民への情報発信の在り方等見直し、万全を期してください。
- (4) 住民生活に重要な水道、ごみ処理、消防、学校運営などの事業を、災害時においても生活圏域において効率的にできるよう、県として特別の支援を行ってください。また、水道、ごみ処理などの広域化や民営化、学校や公共施設の統廃合を押し付けず、各自治体での直営を確保し、災害時の行政支援が効果的にできるようにしてください。
- (5) 災害時には、避難所運営、支援物資の搬送、罹災証明、ボランティアセンターの運営、住民の苦情等への対応など、マンパワーは重要であり、自治体職員等の確保は大変重要です。行政職員はもとより現業職員や専門職などの確保を進めるための援助、助言を行ってください。また、防災訓練の在り方も研究し、実践的なものとし、系統的に行うよう援助してください。
- (6) 災害時における公務員等の働き方について、検証を行い、勤務体制等の指針を示してください。また、行政間の応援体制の在り方についての基準や手続きなどを明確にし、円滑に応援体制がとれるようにしてください。その際、いかなる災害時であっても、職員の命と健康を守るため、安全や衛生の確保など、基準や対応指針を明確にしてください。とりわけ、労働時間については、食事、休憩、1日7時間以上の睡眠などの確保、休暇の保障するために災害時の勤務時間の上限を、1日、週、月の制限時間を明確にしてください。また、それを超える状況の場合の庁内での応援体制の在り方、自治体間の応援体制の在り方について基準や手続きなどを明確にしてください。その際、労働組合など関係団体とも充分協議を行ってください。

(7) 災害時のボランティアセンターの役割は重要であり、その運営を社会福祉協議会に任せただけとせず、継続し安定的に運営できる体制を国、県、自治体の責任で作ってください。

- ① 職員派遣を行う社会福祉協議会への助成措置を行うとともに、運営の安定性、系統性を確保するためのマニュアルの整備、専門家の育成と一定期間配置できる仕組みや制度を確立してください。
- ② 防災訓練の一環としてボランティアセンターの設置・運営の研修・訓練を社協職員のみならず自治体職員も行ってください。
- ③ ボランティアセンターが必要とする資材等が速やかに確保できるよう、自治体、県、国が連携して行える仕組みを作ってください。
- ④ 一般ボランティアの参加を支援するための高速料金の無料化措置については、関係自治体とも協議し、十分な期間を確保するよう要請してください。

以上

<連絡先>

社会保障推進千葉県協議会（略称：千葉県社保協）

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター 3 F

電話 0 4 3 - 2 2 5 - 6 7 9 0 (Fax043-221-0138)

Eメール：syaho2006@star.ocn.ne.jp

事務局担当者 藤田まつ子